

介護老人保健施設さんともめ
入所重要事項説明書

本書は、介護老人保健施設さんともめ（以下「当施設」といいます。）が提供するサービスの内容および契約条件について、介護保険法第74条並びに介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第4条の規定に基づき、重要な事項を説明するものです。

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話：04-2942-3202

（受付時間：午前8時30分～午後5時）

担 当：大野智加・葭原裕・久保果蓮・中山さゆみ

※ご不明な点は、なんでもお気軽にお問い合わせください。

2 介護老人保健施設さんともめの概要

（1）提供できるサービスの種類

施設名称：介護老人保健施設さんともめ

所在地：埼玉県所沢市中富1617

介護保険指定番号：埼玉県 第1152580033号

（2）施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	常勤換算
医師（管理者兼務）		1人	0人	1人
支援相談員	社会福祉士	4人	0人	4.0人
管理栄養士		1人	1人	2.0人
機能訓練指導員	作業療法士	4人	1人	4.8人
	理学療法士	0人	0人	0人
	言語聴覚士	1人	0人	1.0人
介護支援専門員	介護支援専門員	1人	0人	1.0人
事務職員		3人	1人	3.4人
看護 介護 職員	看護師	4人（0）	9人	9.2人
	准看護師	0人（0）	2人	0.8人
	介護福祉士	18人（12）	5人	21.8人
	実務者研修修了者	1人（1）	0（0）人	1.0人
	初任者研修修了者	3人（2）	0人	3.0人
	その他	5人（2）	6人	7.8人

（ ）内は男性再掲

（3）施設のサービス提供体制

入所療養介護の介護職員のうち、介護福祉士の占める割合は100分の50以上を満たしております。

（4）施設の夜勤職員配置

入所療養介護において夜勤を行う看護・介護職員は5人で行っております。

（5）介護老人保健施設の概要

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することにより、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援し、できる限り早期に家庭での生活に戻ることができるよう支援することを目的としています。

また、短期入所療養介護や通所リハビリテーションを通じて、居宅での生活を一日でも長く継続できるよう在宅ケアを支援することも目的としています。サービスの提供にあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員が協議して入所療養介護計画（施設サービス計画）を作成します。その際、利用者およびご家族等の希望を十分に取り入れ、計画の内容について説明し同意をいただいた上で利用者またはご家族等に交付しま

す。

この目的に沿って、当施設では運営の方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

(6) 施設の設備の概要

定員	100名		診察室	1室
居室	4人部屋	20室 (34.08㎡～37.89㎡)	相談室	1室
	2人部屋	4室 (23.06㎡～23.19㎡)	レクリエーション室	2室
	個室	12室 (13.96㎡～16.84㎡)	食堂	2室
浴室	一般浴槽と機械浴槽があります。		機能訓練室	1室
			談話室	2室

3 サービスの内容

利用可能設備等	食堂・機能訓練室・診察室・談話室・レクリエーション室・浴室（普通浴槽、特殊浴槽）
食事	栄養管理、栄養ケア・マネジメント等により、適切な栄養状態の管理を行います。 朝食 7：45～ 8：45 昼食 12：30～13：30 夕食 18：00～19：00 ※原則、療養棟食堂にてお召し上がりいただきます。
入浴	週に最低2回入浴していただけます。ただし、健康状態に応じ、特別浴（機械浴）又は清拭となる場合があります。
介護	ご希望や健康状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。 施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、着替え介助・排泄介助・おむつ交換・体位変換・シーツ交換・施設内移動の付き添い等を行います。
機能訓練	施設サービス計画に基づき、機能訓練室等においてリハビリテーションおよび機能回復訓練を行います。
健康管理	入所日に健康状態の確認を行います。また、必要に応じ随時、診察室にて診療を受けることができます。
理美容	月に1回理美容サービスを実施しています。 料金は、別途かかります。
レクリエーション	毎日の生活を楽しく充実したものとするため、午前・午後にレクリエーションを行っています。※材料費等の実費が別途かかる場合があります。
行事	年間数回の入所者交流会等の行事を行います。

4 利用料金（地域単価：6級地（埼玉県所沢市） 1単位 10.27円）

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

(1) 基本料金

①介護保険適用の場合

別紙料金表をご参照ください。

②介護保険適用外の場合

介護保険認定を受けていない、または認定更新がされていない等により介護保険を適用できないサービス費については、1単位に上記地域単価を乗じた金額を申し受けます。

③介護報酬の規定に定めのない費用については、介護保険適用・適用外を問わず、別紙料金表に準じます。

④料金の変更については、変更の概ね1か月前を目安に別紙にてお知らせします。

(2) 食費・居住費（水光熱費等）

食費および居住費については、介護保険給付の対象外となります。

※詳細は別紙料金表をご参照ください。

なお、所得・資産等の要件を満たす方には、負担限度額認定制度（補足給付）が適用される場合があります。所沢市介護保険課または当施設相談員にご相談ください。

(3) その他の費用（日常生活費等）

理美容代・日用品費・レクリエーション材料費等、日常生活においてご負担いただく費用については別紙料金表をご参照ください。

※これらの費用は介護保険給付の対象外です。

5 サービスの終了

①利用者からの解約

利用者は、事業者に対して7日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

②事業者からの解約

次の事由に該当する場合、事業者は利用者に対して30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- ア) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- イ) 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに1か月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後1か月を経過しても退院できないことが明らかになった場合
- ウ) 利用者またはそのご家族等が、事業者もしくはサービス従事者または他の入所者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為や、度重なる暴言・暴力を行った場合
- エ) やむを得ない事由により施設を閉鎖または縮小する場合

③自動終了

次の事由に該当する場合は、この契約は自動的に終了します。

- ア) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- イ) 利用者が死亡した場合
- ウ) 利用者が要介護認定の更新等により非該当（自立）となった場合

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 事業の実施にあたっては、入所者の意思および人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 従事者は、入所者ができる限り居宅における生活へ復帰できることを念頭に置き、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護・必要な医療・機能訓練および日常生活上の世話をを行います。
- ③ 事業の実施にあたっては、地域および家庭との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者および他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービスの質向上のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年間教育計画に基づき実施しています。
サービスマニュアルの作成	有	
虐待防止の取り組み	有	虐待防止委員会を設置し、定期的に研修を実施しています。

(3) 身体拘束の禁止

当施設では、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」といいます。）は行いません。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様・時間・心身の状況・やむを得ない理由を記録し、本人またはご家族等に説明のうえ同意を得ます。

※身体拘束等に関するご意見・ご要望は、いつでも施設相談員にお申し付けください。

(4) 虐待の防止

当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を選定するとともに、虐待防止のための措置を講じます。従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的実施します。

(5) 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をしていただきます。

- ・火気の取り扱いに十分注意してください。なお、敷地内は全面禁煙です。
- ・けんか・口論・泥酔・中傷その他の入所者の迷惑となる行為はお慎みください。
- ・その他管理上必要な指示には従っていただきます。

7 容体急変時・事故発生時の対応について

- ・利用者の容体に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講じるとともに、家族に速やかに連絡します。容体に応じ、協力医療機関やその他の救急医療機関等への受診を手配します。医療機関受診の際は家族に協力いただく場合があります。
- ・事故による受傷が見られた場合は、直ちに施設医師が診察し、適切な処置および治療を行います。また、家族に連絡するとともに、受傷の程度に応じて協力医療機関と連携し、速やかに対応します。休日・夜間等施設医師が不在の場合は、看護師の判断により救急医療機関等への受診を手配します。
- ・事故発生後は事故報告書を作成し、事故原因の究明および再発防止に努めます。また、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。
- ・事故・ヒヤリハット事例については、所沢市への報告義務のある事案については速やかに報告を行います。

8 非常災害対策

(1) 非常災害時の対応

火災発生時および地震発生時は、別途定める「介護老人保健施設さんとも防災マニュアル」にのっとり、利用者の安全確保を最大の優先事項として対応します。

(2) 防災設備

法令に定める防災設備を完備しています。

(3) 防災訓練

別途定める「介護老人保健施設さんとも消防計画」にのっとり、年2回（夜間および昼間を想定）の避難訓練を、入所者の方にもご参加いただきながら実施します。

(4) 消防計画等

所沢市東消防署への届出日：2024年5月17日

防火管理者：竹本 耕造

9 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に受診時ご協力を頂いております。

埼玉西協同病院（内科、眼科）	所沢市中富 1865
圏央所沢病院（整形外科）	所沢市東狭山ヶ丘4-2692-1
原眼科医院	所沢市緑町4-6-3
林歯科医院	所沢市中新井3-17-7

10 秘密の保持・個人情報の取扱い

(1) 秘密保持

当施設の従業者および元従業者は、業務上知り得た利用者またはそのご家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は、退職後においても同様です。

(2) 個人情報の取扱い

当施設は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省ガイドライン等を遵守し、適正に取り扱います。

利用者の個人情報を、サービス提供に必要な範囲を超えて第三者に提供する場合は、あらかじめ利用者またはその家族等の同意を得ます。

ただし、次の場合はこの限りではありません。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命・身体または財産の保護のために必要な場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合

(3) 個人情報の開示・訂正・利用停止・削除および苦情

個人情報相談窓口

電話番号：04-2942-3202

担当：竹本 耕造

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

11 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設の相談・苦情窓口

入所に関する相談・要望・苦情等は、下記窓口までお申し出ください。

サービス相談窓口

電話番号：04-2942-3202

担 当：榊 佳子

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

(2) 当施設以外の相談・苦情窓口

当施設以外にも、以下の機関で相談・苦情を受け付けています。

所沢市 介護保険課	04-2998-9420
埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568（苦情相談窓口直通）

※埼玉県国民健康保険団体連合会は、介護保険法第176条に基づく苦情処理機関です。

2026年6月1日改定